

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和5年9月7日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

日立市長 小川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年6月3日午前7時頃、日立市□□町□丁目□番地先市道1639号路上において、日立市□□町□丁目□番□□号株式会社□□所有の自動車が行った際、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金213,595円